

9 障がい者の多様な働き方の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

今の社会環境の中で働けないと思っている人も含め、全ての障がい者が働ける社会、活躍できる社会の実現を目指し、次の方策を講じること。

- (1) 障がい者が望む働き方は様々であることから、企業での雇用にとどまらず、個々の持つ特性の可視化、テクノロジー活用の促進、社会参加の推進といった施策を講じることにより、障がい者の多様な働き方を推進し、自己実現を支援すること。
- (2) 障害者手帳を有していない難病患者なども、診断書等により障害者雇用率制度の対象に追加すること。
また、障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、障害者雇用率制度における雇用率の算定方法について、週10時間以上20時間未満の特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、週10時間未満の超短時間雇用や、様々な部署等で雇用されている複数の障がい者の労働時間を合算して雇用率に換算する「積算型雇用率」なども含め、更なる見直しを進めること。
- (3) 障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要であるため、障害福祉の実施主体である市町村の窓口においても就労相談を受けられる体制を整備すること。
また、障がい者への就労支援の中核を担い、原則として、障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターについて、必要な職員配置や地域の実情に応じた柔軟な設置を可能とすることにより、センターの体制強化を図ること。

◆現状・課題

(1) 障がい者一人ひとりの自己実現に向けた施策の推進について

本県では、令和7年度当初予算として、障がい当事者のニーズや特性を把握し、本人の自己実現を支援できるよう、市町村（政令市・中核市を除く）の相談員配置に対して補助するとともに、障がい当事者が望む多様な働き方についての検討会を設置するほか、障がい者の特性を踏まえた就労支援を推進するための就労アセスメントセミナーや、フリーランスを希望する障がい者へ必要な知識・スキルの提供等を行う予算を計上したところである。

また、これまでも障がい者の多様な働き方を推進するため、歩行困難な障がい者がオフィス環境で効率的に働けるよう設計されたロボットの商品化、分身ロボット「OriHime」などを活用したテレワークによる就労機会の創出などの取組を推進してきたところである。国においても、そうした障がい者の多様な働き方を推進し、自己実現を支援する必要がある。

(2) 難病患者等の障害者雇用率制度の対象追加等について

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度における対象障がい者の範囲は、身体・知的・精神障がい者で障害者手帳の所持者に限られている。

しかし、障害者手帳を有していない難病患者なども、体力面での制約や症状の特性、通院、

治療等の必要から、企業での一般就労は困難であるケースが多く見られる。そのような場合、就労の困難性の判断を、医師による診断書などの障害者手帳以外の方法により担保することで、障害者雇用率制度の対象に追加する必要がある。

また、同制度における雇用率の算定方法については、令和6年4月から週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者のうち、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者について、1人をもって0.5人とカウントできることとなった。近年、就労希望者数や雇用者数が大幅に増加している精神障がい者や、これまでは就労できなかった重度障がい者などの就労ニーズが高まる中、短時間労働は、障がい者がその能力や特性に応じて、企業で働くための機会の増大につながることを期待できる。

障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、週10時間未満の超短時間雇用や、様々な部署等で雇用されている複数の障がい者の労働時間を合算して雇用率に換算する「積算型雇用率」なども含め、更なる見直しを進める必要がある。

(3) 身近な地域における就労相談体制の強化について

障がい者の就労等の場合は通勤に必要な体力などを考えると、できるだけ身近な地域に確保されることが望ましく、就労に関する相談支援も同様に、最も身近な市町村や支援機関において、障がい者一人ひとりに合ったきめ細かい支援を提供できることが望ましい。

そこで、障害福祉の実施主体である市町村の窓口においても就労相談を受けられる体制を整備することが必要である。

また、障害者就業・生活支援センター（以下、センターという。）は、障がい者の就業・職場定着や生活支援などの相談支援業務、また、地域の関係機関との連絡調整業務など重要な役割を担っている。

しかし、近年、センターへの登録者数及び困難ケースへの相談件数が著しく増加していることから、現状でも相談支援対応に職員が多く時間を割く中、もう一方の重要な業務である地域における関係機関の連携拠点としての役割（地域の社会資源開拓や市町村に配置した就労相談員、その他就労関係機関等へのスーパーバイズ等）を十分に果たすことが難しくなっている。

さらに、センターは国の基準により、県内に8箇所設置されているが、住所地からセンターへのアクセスが容易でない場所もあり、利用を希望する障がい者がいながら、必要な支援を受けられない状況も見受けられる。特に、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されている湘南西部圏域は、秦野市内からセンターが設置されている平塚市へのアクセスが大変不便であり、秦野市からセンターの設置の要望が本県に提出されている。

こうした状況を改善し、センターがより一層、地域における就労支援の中核を担っていけるようにするためには、必要な職員の配置に向けた経費の増額が必要である。また、障がい者の利便性の向上を図り、一人ひとりのニーズに合った支援を提供するためには、地域の実情に応じて柔軟にセンターを設置できるよう、人口要件の緩和など基準の見直しが必要である。

◆実現による効果

これらの提案が実施されることで、障がい者の多様な働き方の推進に繋がり、働けないと思っている人も含め、全ての障がい者が働ける社会、活躍できる社会が実現する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、産業労働局雇用労政課)